

◆申告の相談に必要な書類等

- 確定申告書（税務署から送付された方のみ）
- 印鑑および預金通帳（本人名義のもの）
- 給与、公的年金の源泉徴収票
- 雇い主の発行した賃金支払明細書
- 国民年金保険料などの納付済証明書
- 生命保険料などの支払証明書
- 地震保険料などの支払証明書
- 寄附金の受領証明書（領収書）
- 不動産等を譲渡された方は、支払調書または契約書、
その他手数料等のわかるもの
- その他営業等は収入、支出のわかるもの

- 農業所得は「収支計算」方式による、収入、支出のわかる
事前に準備をしたもの（収入金額や必要経費を記載し
た帳簿、営農貯金明細表、農業に要した領収書など）
- 住宅借入金等特別控除（平成25年分新規）を受ける方
は、源泉徴収票、住民票の写し、登記簿謄本、契約書、
年末の借入残高の証明書、増改築等工事証明書など
- 医療費の領収書（支払った日が平成25年1月1日か
ら12月31日までのもの）と受診者、医療機関ごとに
集計した医療費の明細書
※自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親
族のために医療費を支払った場合には、医療費控除を
受けることができます。
※インフルエンザ予防接種など、疾病の予防に関する費
用は医療費控除の対象に含まれません。

（注意事項）

- ・確定申告書を提出される場合は、申告書の第二表「住民税に関する事項」の記入もれに注意してください。（16歳未満の扶養親族の氏名等・配当に関する住民税の特例など）
- ・期限内に正しい申告をされないと、無申告加算税、延滞税がかかります。
- ・期限経過後の所得税の申告は、理由を問わず役場税務課では申告できません。
- ・還付を受けるための申告は、1月から税務署へ提出または郵送することができます。
- ・申告をされていない方で、あとで収入や所得（特に個人年金、生命保険契約等満期一時金など）が判明した時には、所得税や個人住民税が追徴されますのでご注意ください。

東日本大震災の被災者救援の財源確保を目的に 復興特別所得税が創設されました

現在の所得税額に2.1%の税率を乗じた金額を「復興特別所得税」として、所得税に上乗せになります。
平成25年分から平成49年分までの所得に対して課税対象となります。

$$\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

平成26年度から適用される個人住民税の税制改正

東日本大震災復興基本法の定める基本理念に基づき、町や県で実施する防災事業に必要な財源を確保するために、個人住民税が以下のとおり変更になります。

個人住民税（均等割）の上乗せ

平成26年度から平成35年度までの10年間、一人あたり年額1,000円を引き上げ、防災・減災事業に充当します。

※個人住民税には定額の「均等割」と、所得に対し10%の税率がかかる「所得割」があります。

均等割	改正前	改正後
町民税	3,000円	3,500円
県民税	1,500円	2,000円
合 計	4,500円	5,500円

※県民税均等割額には、森林環境保全税（500円）が含まれます。

個人住民税の退職所得10%税額控除の廃止

暫定的措置として導入された退職所得税額控除制度の廃止に伴う控除分のうち、平成25年1月1日から平成34年12月31日までの10年間分を防災・減災事業に充当します。

※退職所得に係る個人住民税の課税額算定式（退職所得は、他の所得と分離して課税されます）

$$\begin{aligned} &(\text{改正前}) \text{ 退職所得} \times \text{税率} \times 90\% \\ &(\text{改正後}) \text{ 退職所得} \times \text{税率} \end{aligned}$$

米子税務署からのお知らせ

平成25年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の会場を開設します

- ◆受付期間／2月17日(月)～3月17日(月) ※土・日を除く
- ◆場所／米子コンベンションセンター（ビッグシップ）
- ◆受付時間／9：00～16：00（相談は9：00～17：00）

【問い合わせ先】米子税務署 ☎32-4121

注）受付期間中は、税務署では申告会場を設けておりませんので、ご注意ください。